

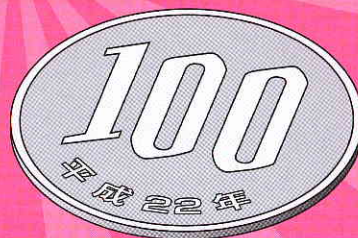
中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金

業務改善助成金のご案内

時給800円未満の従業員を
雇用する社長さん！
賃金と業務の改善を国が応援！
まずは相談を！！



ご存知
ですか？





支給手続き



支給の要件

①賃金改善計画

事業場内で最も低い時間給を4年以内に800円以上とする計画を作成し、実施すること。

※1年当たりの賃金引上げ額を就業規則等で明記し、40円以上とすること。

②業務改善計画

申請年度の業務改善（賃金制度の整備、就業規則の作成・改正、労働能率の増進に資する設備・器具の導入、研修等）に係る計画を作成し、実施すること。

※業務改善計画については、労働者から意見を聴取すること。

支給額

上記業務改善の経費の2分の1(下限5万円、上限100万円)

※賃金引上げ計画期間中に支給要件を満たした年度に1回支給。

※業務改善措置は交付決定後に実施したものに限り。

お問い合わせ・申請先

お問い合わせ・申請先

宮城労働局労働基準部賃金室

〒983-8585 仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎8階

☎ 022(299)8841

厚生労働省ホームページアドレス……………<http://www.mhlw.go.jp/>

最低賃金に関する特設サイトアドレス……………<http://www.saiteichingin.info/>

